

昭和村統合小中学校建設委員会設置要綱

(設置)

第1条 昭和村統合小中学校(以下「統合校」という。)の建設に関し総合的な意見集約及び審議を行うため、昭和村統合小中学校建設委員会(以下「建設委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 統合校建設の候補地に関する事。
- (2) 統合校の建設規模に関する事。
- (3) 統合校の建設時期に関する事。
- (4) 統合校の建設手法に関する事。
- (5) 統合校の建設設計に関する事。
- (6) 統合校建設の工事に関する事。
- (7) 統合校の運営に関する事
- (8) その他統合校建設及び運営に必要と思われる事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村長
- (2) 副村長
- (3) 教育長
- (4) 村議会議員
- (5) 教育委員
- (6) 管内学校長
- (7) 保育園・学校運営に協力する団体の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 総務課職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 第2条に掲げる事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会のメンバーについては外部の者を参加させることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、昭和村教育委員会事務局学校教育係において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

昭和村統合小中学校建設委員会 スケジュール(案)

| 年 | 月 | 会議等 | 内 容 | | | |
|----|----|-------------|--------------|---------------|-----------|----------|
| R5 | 5 | | | | | ・要綱の制定 |
| | 6 | ○第1回 建設委員会 | ・建設予定地の選定方法 | ・基本構想・基本設計の流れ | ・部会の設置案 | ・開校までの流れ |
| | 7 | | | | | |
| | 8 | ○第2回 建設委員会 | ・建設予定地の提案・採択 | ・基本構想・設計作成方法 | ・部会の決定・配属 | 視察計画 |
| | 9 | | | ・視察実施 | | |
| | 10 | ○第3回 建設委員会 | ・建設予定地の進捗状況 | ・基本構想の原案提示 | ・部会からの報告 | |
| | 11 | | | ・視察実施 | | |
| | 12 | ○第4回 建設委員会 | ・建設予定地の進捗状況 | ・基本設計の原案提示 | ・部会からの報告 | |
| | 1 | | | | | |
| | 2 | ○第5回 建設委員会 | ・建設予定地の進捗状況 | ・基本構想・設計の決定 | | |
| | 3 | | | | | |
| R6 | 4 | ○第6回 建設委員会 | ・建設予定地の造成工事 | ・設計会社の決定方法 | ・部会からの報告 | |
| | 5 | ●プロポーサル(入札) | | | | |
| | 6 | ●基本設計契約 | | | | |
| | 7 | ○第7回 建設委員会 | | | ・部会からの報告 | ・廃校の利用検討 |
| | 8 | | | | | |
| | 9 | | | | | |
| | 10 | ○第8回 建設委員会 | ・造成工事の進捗状況 | 基本設計原案の提示 | ・部会からの報告 | ・廃校の利用検討 |
| | 11 | | | | | |
| | 12 | ○第9回 建設委員会 | ・造成工事の進捗状況 | ・基本設計完成・実施設計 | ・部会からの報告 | ・廃校の利用検討 |
| | 1 | ●実施設計契約 | | | | |
| | 2 | | | | | |
| | 3 | ○第10回 建設委員会 | ・造成工事の完成 | ・工事入札方法 | ・部会からの報告 | ・廃校の利用決定 |
| R7 | 4 | | | ・実施設計の完成 | | |
| | 5 | ●工事入札 | | | | |
| | 6 | ●工事契約 | | ・建設工事開始 | | |
| | 7 | ○第11回 建設委員会 | | ・工事契約報告 | ・部会からの報告 | |
| | 8 | | | | | |
| | 9 | | | | | |
| | 10 | | | | | |
| | 11 | ○第12回 建設委員会 | | ・工事進捗状況 | ・部会からの報告 | |
| | 12 | | | | | |
| | 1 | | | | | |
| | 2 | | | | | |
| | 3 | ○第13回 建設委員会 | | ・工事進捗状況 | ・部会からの報告 | |
| R8 | 4 | | | | | |
| | 5 | | | | | |
| | 6 | | | | | |
| | 7 | | | | | |
| | 8 | ○第14回 建設委員会 | | ・工事進捗状況 | ・部会からの報告 | |
| | 9 | | | | | |
| | 10 | | | | | |
| | 11 | | | | | |
| | 12 | ○第15回 建設委員会 | | ・工事完成 | | |
| | 1 | | | | | |
| | 2 | | | | | |
| | 3 | ●竣工式 | | | | |
| R9 | 4 | ●統合小中学校開校 | | | | |
| | 5 | | | | | |
| | 6 | | | | | |

基本構想・計画の作成

用地の決定・取得

学校運営方針原案の作成

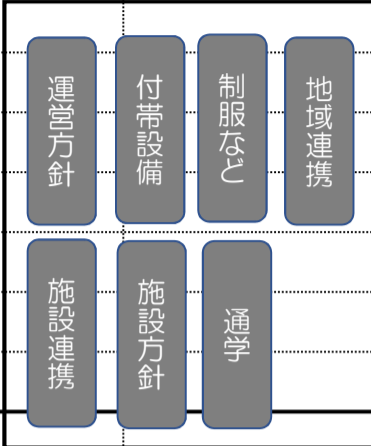
基本設計の作成

用地の造成

実施設計の作成

学校運営詳細の決定

建設工事 18か月



用語の説明

基本構想・基本計画

- 基本構想・基本計画は、学校の設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針を示すものです。
- 新設小中学校の建設に向けて、学校の規模や求められる機能等、学校建設に関する基本的な考え方を定めます。
- 定められた基本的な考え方について整理し、スケジュール及び概算工事費を定めます
- 基本設計を行う設計業者が、我々の目指す学校を理解できる内容が必要です。（大まかすぎると求めるものと違うのが提案されることがあり、細かすぎると設計の自由度がなくなります。）
- 具体的には、どこに、どのような運営方針で、どのような大きさのどのような建物が必要かを示します。
- 学校建設は多岐に渡るため、委託業者が委員会の意見をまとめた物を作成する場合があります。

基本設計

- 基本設計は、基本構想・基本計画で提示された設計に必要なとなる事項を整理した上で、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。
- 学校施設の具体的な完成時の姿が明確となるのは、この段階となります。
- 建物への要望、意見はこの基本設計で反映することが出来ます。
- 委託業者が原案を提示し、委員会で意見を入れて修正作業を行います。意見を反映させて基本計画を完成させます。

実施設計

- 建設工事業者が実際に工事したり、見積もりする際に必要な設計となります。
- 実施設計は、基本設計図書に基づき、安全安心な工事施工を考慮した上で、機能性、デザイン性及び技術面等多方面にわたって詳細な設計を進めます。
- 工事費の積算、建築確認申請等を行います。
- 委員会での意見の反映はありません。

○建設用地の選定方法について

ステップ1 ●原案の作成について

昭和村の今の現状及びこれまでの話し合いの中で出てきた意見を基に、昭和村の事をよくわかり、学校建設にも明るい業者に委託をして、統合小中学校にふさわしい候補地を提案してもらう。

事業者 福島建築設計株式会社

住所 前橋市日吉町一丁目3番地の6

代表 萩原憲一

・昭和村立昭和中学校・昭和村立南小学校の設計

・昭和村役場庁舎の設計

・近隣実績 沼田市立利根小 (h29)

・近隣実績 沼田市特別支援学校 (h30)

・近隣実績 みなかみ町立新治小 (h20)

・近隣実績 みなかみ町立統合小学校 (R5)

作成期間 約2ヶ月

ステップ2 ●委託会社による候補地の提案

・建設委員による意見交換

・原案の可決／否決

ステップ3 ●候補地決定の場合は、取得及び賃貸

・事務局にて土地所有者と交渉

・交渉次第で、取得か賃貸

ステップ4 ●原案候補地否決または用地交渉交渉決裂

・ステップ1に戻る



部会の設定について（案）

| 番号 | 部 会 | 検討内容(これから) | 基本構想・計画時(1年後) | 校舎完成時(4年後) | メンバー候補 | 合計 |
|----|------|-----------------------|------------------------------|--------------|------------|----|
| 1 | 運営方針 | ○新しい統合小中学校における運営方針の作成 | | ○運営方針の決定 | ○教育長 | 8名 |
| | | ・小学校と中学校の連携 | ・連携の方向性 | | G2-校4名 | |
| | | ・教育行政方針 | ・方針の概要 | | G3-1名 | |
| | | ・地域との連携 | ・連携の方向性 | | G4-2名 | |
| 2 | 付帯施設 | ○校庭 大きさ・小中別/一緒 | ○校庭の考え方の決定 | ○校庭完成 | ○教育委員 | 8名 |
| | | ○体育館 大きさ 小中別/一緒 | ○体育館の考え方の決定 | ○体育館完成 | G2-校1名 | |
| | | ○プール 設置有無・大きさ・小中別/一緒 | ○プールの考え方の決定 | ○プール完成 | G3-1名 | |
| | | | | | G4-2名 | |
| 3 | 制服など | ○制服 着用・変更時期・LGBTQ・既成品 | ・どのような方法で作るかを確定 | ・2年前か開校時に決定 | ○教育委員 | 8名 |
| | | ○体操服 着用・変更時期・既製品 | ・どのような方法で作るかを確定 | ・2年前か開校時に決定 | G2-1名 | |
| | | ○校章・校歌 作成方法 | ・どのような方法で作るかを確定 | ○校章・校歌の決定 | G3-1名 | |
| | | | | | G4-3名 | |
| 4 | 地域連携 | ○地域連携スペースを校舎に確保するか | | 地域連携の決定 | ○教育長 | 8名 |
| | | ・どのような地域連携にしていくのか | ・地域連携スペースの確定 ・連携していく内容の検討 | | G2-校1名 | |
| | | | | | G3-1名 | |
| | | | | | G4-3名 | |
| 5 | 施設連携 | ○給食センターを併設するか | ○併設施設の決定 | ○運用ルールの決定 | ○副村長 | 8名 |
| | | ○保育園を併設するのか | ・施設運用ルールの検討 | | G2-1名 | |
| | | ○学童保育を併設するのか | | | G3-1名 | |
| | | | | | G4-5名(保3含) | |
| 6 | 施設方針 | ○教室の大きさ | ○施設方針の決定 | ○運用ルールの決定 | ○教育委員 | 8名 |
| | | ○廊下の利用方法 | ・運用ルールの検討 | | G2-1名 | |
| | | ○特別教室の設置・個数 | | | G3-1名 | |
| | | ○その他の必要施設 | | | G4-3名 | |
| 7 | 通学 | ○遠距離通学の方法 | ○遠距離通学方法の決定 | ○遠距離通学の運用の決定 | ○教育委員 | 8名 |
| | | ○遠距離の距離 | ○遠距離通学距離範囲の決定 | | G2-1名 | |
| | | ○費用負担 | ・運用の検討 | | G3-1名 | |
| | | | | | G4-3名 | |
| | 廃校利用 | | ○廃校利用方法の検討 | ○廃校利用方法の決定 | | |

※部会参加は、村長除く28名とします。一人2部会以上の参加をお願いします。(28名×2部会=56、7部会×8名=56)

※ G1(2名)・・・副村長・総務課長 G2(9名)・・・教育長・教育委員4名・校長4名 G3(6名)・・・議員6名 G4(11名)・・・東小2名・南小2名・大小2名・昭中2名・保3名)